

令和元年8月7日
国 税 庁

アラブ首長国連邦（ドバイ及びアブダビ）における
輸入規制の撤廃について
（東日本大震災関連）

福島第一原子力発電所の事故を受けて、アラブ首長国連邦ドバイ首長国（以下「ドバイ」といいます。）及びアブダビ首長国（以下「アブダビ」といいます。）に輸出される酒類について、放射性物質検査報告書の添付が求められておりましたが、当該輸入規制の緩和が行われ、酒類に関してはその添付が不要となりました。

なお、ドバイ及びアブダビにおける輸入規制の撤廃後の各国の規制措置については、以下のリンクから「日本産酒類の各国の輸入規制措置（令和元年7月22日現在）」を御確認ください。

《 http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/sake/pdf/nihonshu_kisei.pdf 》

〈酒類に関する撤廃された規制措置〉

- ・ ドバイ及びアブダビへ輸出する福島県で製造（産出）された酒類については、以下の検査報告書の添付が必要。

- ドバイ及びアブダビの定める上限値^{（注）}を超える放射性ヨウ素 131 並びに放射性セシウム 134 及び 137 を含まないことについての放射性物質検査報告書（英文）

（注）ドバイ及びアブダビの放射性物質基準の上限値（Codex 基準を採用）

放射性ヨウ素 131 : 100Bq/kg

放射性セシウム 134 及び 137 の合計 : 1000Bq/kg